



ゆっくり芽吹く花もある

近年、「研究者では食べていけない」、「親が反対する」という学生が増えてきている。

私は学生時代、大学生活を謳歌し、とても真面目とは言えない学生であったが、大学3年生ぐらの時に多くの先生、先輩方と出会い、酒を飲みながら生命の謎について語りあううちに、4年生のころにはすっかり生物学の沼にはまっていた。単純な性格だったこともあり、まだ誰も知らない生命の謎を解明してやろうと思い、あまり悩まずに大学院進学を決意した。ただ友人たちが社会で働いている一方で、自分は学生の身分で好きな研究をやり家計に負担をかけているのはなんとなく心苦しい感じではあった。私はいわゆる普通のサラリーマンの家庭に生まれたのだが、都心の大学院に通うほど裕福ではなく、できるだけ最低限の生活費で暮らすように努めていた。しかし、国立大学の大学院に在籍していたものの、授業料が年々高くなり、だんだん生活が苦しくなってきた。それ以前から、「学者貧乏」とか「霞を食って生活」みたいな話は聞いていたのだが、このことかと思ったものだ。そこで、授業料免除や日本育英会の奨学金等の申請を出しにいったものの、事務の受付で「これは無理ですね」といって門前払いされ、申請書を受け取ってもらえないこともあった。結局、実情を訴えたり、受付の人に「とにかくいいから受け取ってください」といってしつこく通っていたところ、博士1年の頃ようやく日本育英会の奨学金の申請書を出す（押し付ける）ことができた。その結果、幸運なことに、無理だと言われていた第一種奨学金（無利子）をいただくことができた。この頃には日本学術振興会でも特別奨励研究員（DC1）の制度が開始され、もちろん私も申請していたのであるが、採択率が非常に低く、いわゆる何の変哲もな

い普通の大学院生にはなかなか手の届くものではなかった。そのような中、いただいた育英会の奨学金は大変ありがたいものであった。が、一つだけ気がかりなことがあったとすれば、この奨学金は返還しなければならないものであったことである。運よく第一種に採用されたので無利子ではあったものの、このままいくと卒業と同時に約400万円の借金を背負うことになる計算であった。ただし返済が免除される唯一の特例があった。それが返還特別免除制度である（現在は廃止されている）。これは、大学院を卒業後、一定期間「大学又は高等専門学校、文部科学大臣の指定した試験所・研究所又は文教施設において、日本育英会奨学金返還免除規程施行細則第1条に規定する免除職」（現日本学生支援機構ホームページより）に就いている場合に段階的に返済が免除されるものである。もちろん研究や教育を職業にしていきたいというのが第一ではあったが、それを継続することで特別免除対象になりうることも大学等の公的機関で働く大きなモチベーションとなった。現在でも奨学金の返還免除はあるが、それは大学全体で特に優れた成績を取めた数名だけである（もちろん素晴らしいことではあるが）。研究者の種はいつ芽吹いて花が咲くかわからないと思う。大学生や大学院生の時は平凡でも数年後に突然、花咲くかもしれない。大学院生の時には学振の特別研究員に選ばれるほど優秀でなくても、大きな可能性を秘めた研究者の卵たちが借金の心配をせずに研究に没頭できる奨学金をもっと増やすことはできないだろうか。全員の奨学金を返済免除にすることは予算的に難しいかもしれないが、返済免除枠や無利子枠を増やしたり、特別免除枠を復活させることによって、研究の世界を志す日本の若者たちをもっと広くサポートできないだろうか。小さなことかもしれないが、このことが日本の科学力の復活と若者たちのアカデミア回帰にも繋がるかもしれない。また、学部生の奨学金に対しても特別免除枠を適用すれば、小中高の教員や大学病院のスタッフ等の人手不足解消の一助となるかもしれない。国際化はもちろん大事ではあるが、もっともっと日本の若者を大事にしてあげてほしいと切に願う。

(ろん)